無縁墳墓等改葬公告

急傾斜地対策工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十五年五月二十一日

一　墳墓等所在地　石川県金沢市東兼六町五番一八号

一　墳墓等の名称　宗教法人鶴林寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　石川県金沢市東兼六町五番一八号　宗教法人鶴林寺　代表役員　荒井　徹成

投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）第二条第一項の規定により次のように公告します。

一、供託者の商号　エイチ・エス証券株式会社

二、所在地　東京都新宿区西新宿六丁目八番一号　住友不動産新宿オークタワー二七階

三、代表者の氏名　和田　智弘

四、営業所名　本店

五、取戻しをしようとする営業保証金の額

金五、〇〇〇、〇〇〇円

六、右の者（登録番号関東財務局長第二八五号）の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十五年十一月二十一日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。

平成二十五年五月二十一日

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号　住友不動産新宿オークタワー二七階

エイチ・エス証券株式会社

代表取締役社長　和田　智弘

債権申出の公告（第一回）

当神社は、宗教法人法附則第十七項の定めにより、昭和二十七年十月三日をもって解散したので、当神社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

香川県三豊市財田町財田上七〇八八番地

嚴嶋神社

清算人　前田　正

債権申出の公告（第三回）

当社規約型企業年金は、平成二十五年二月一日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

札幌市西区発寒一一条一一丁目二番五〇号

北都電機株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

亀尾　高広

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十五年四月一日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目一三番四号　フジッコグループ確定給付企業年金

清算人　小田　剛暉

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成25年5月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社オフトジャパン　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－6145号　④株式会社オフトジャパン　東京都東久留米市南沢五丁目19番24－606号　代表取締役　岡本恭一　⑤本社営業所　東京都東久留米市南沢五丁目19番24－606号　⑥平成21年3月17日　⑧平成25年4月16日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都東久留米市南沢五丁目19番24－606号　株式会社オフトジャパン　代表取締役　岡本恭一

B　①株式会社ヨコハマトラベル　②第3種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第3－813号　④株式会社ヨコハマトラベル　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2－22－3　代表取締役　大石久　⑤本社　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2－22－3　⑥平成15年4月16日　⑧平成25年4月15日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2－22－3　株式会社ヨコハマトラベル　代表取締役　大石久

B　①株式会社グリーン倶楽部　②第2種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第2－2481号　④株式会社グリーン倶楽部　富田林市高辺台二丁目28番17号　代表取締役　福地隆史　⑤グリーントラベル　富田林市高辺台二丁目28番17号　⑥平成20年11月11日　⑧平成25年4月22日　⑩1100万円　⑪大阪府知事　⑫富田林市高辺台二丁目28番17号　株式会社グリーン倶楽部　代表取締役　福地隆史

B　①株式会社オープンスカイ　②第3種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第3－616号　④株式会社オープンスカイ　兵庫県神戸市長田区久保町6丁目1－6－703号　代表取締役　新井真紀　⑤本社営業所　兵庫県神戸市長田区久保町6丁目1－6－703号　⑥平成19年6月28日　⑧平成25年4月17日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫兵庫県神戸市長田区久保町6丁目1－6－703号　株式会社オープンスカイ　代表取締役　新井真紀